

東秩父村教育振興基本計画

計画期間

令和7年度(2025年)～令和10年度(2028年)



2025年4月
東秩父村教育委員会

東秩父村民憲章

みどりの山なみと清らかな槻川の流れ、
そこにひらけた東秩父はわたしたちの村です。
住みよいしあわせな村にいたしましょう。

- 1 清潔な村をつくりましょう
美しい水の流れのように
- 1 福祉の村をつくりましょう
暖かくやさしい光のように
- 1 勤勉な村をつくりましょう
実り豊かな大地のように
- 1 文化の村をつくりましょう
咲きかおる花のように
- 1 平和な村をつくりましょう
明るく広い青空のように

はじめに

今日、我が国における教育を取り巻く社会環境は大きく変化しています。本村においても人口減少や少子高齢化が進み、地域社会や住民生活を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、社会全体では、情報化・グローバル化の進展、厳しさを増す経済状況に加えて、自然災害やアフターコロナの新しい社会基盤や生活様式等への対応が求められています。

このような時代の変化に適確に対応し、限られた財源及び資源を有効に活用しながら、ますます多様化する住民ニーズや行政課題に対応するため、令和3年度から新たな村の指針となる第6次東秩父村総合振興計画を策定し、東秩父村の10年後のありたい姿を「伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村」と定め、取組をはじめました。令和7年度より、総合振興計画は、後期計画へと移行し、ますます村全体の事業において、目を向け推進していく所存です。

この東秩父村教育振興基本計画は、東秩父村民憲章及び第6次東秩父村総合振興計画を受けて、その理念に則り、教育・文化及びスポーツの分野における本村の教育施策の基本となる計画です。

小さな村ならではの強みを生かし、きめ細やかな学校教育、豊かな学びが実感できる生涯学習、健康と精神的な安らぎを共有できるスポーツや文化の振興、細川紙をはじめとする誇れる伝統文化の継承などを、すべての村民の総力を結集して進めてまいります。

また、こどもたちは将来の村を創る希望であり、村の宝です。「こどもたちを家庭と地域で育て、学校で伸ばす」を合言葉として、教育を推進してまいります。村民の皆様方には未来に向けての人づくりと村づくりに、ご支援とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

令和7年4月

東秩父村長 高野 貞宜

本計画の策定にあたって

東秩父村教育委員会は、基本理念「生きる力と豊かな創造性を育てる東秩父教育」のもと、毎年度、教育行政重点施策を策定し、教育に関する諸課題の解決に積極的に取り組んでまいりました。また、この理念に基づき実践した各事業は、自己評価と第三者による客観的な点検・評価を行ってきました。

令和7年度から、新たに村の最上位計画である第6次東秩父村総合振興計画が後期計画に移行したこと、さらには、令和3年度から村の教育行政の指針となっていた東秩父村教育振興基本計画が令和6年度末で4年間の取組を終了したことにとともに、今後4年間の村の教育行政の方向性を示すべく、新たな東秩父村教育振興基本計画を策定する運びとなりました。

本村においても現代社会の急激な変化は顕著に表れています。人口減少や少子高齢化にとともに地域社会の結びつきが心配されます。さらには自然災害への備え等も大きな課題です。

教育においては、児童生徒数の減少等により小中学校の在り方を検討していくことが必要であり、文部科学省が推奨するGIGAスクール構想に対応した教育を進めていく必要もあります。また、村の誇りである伝統文化の継承、さらには、村民が健康で楽しく、学ぶ喜びを味わえる生涯学習の推進やスポーツの振興は、村民の活力を高めるためには必要な取組です。

埼玉県で唯一の村。ただひとつの小中学校。小規模でこの村だからこそできる教育を模索し、取り組んでいきたいと思えます。

このようなことを踏まえて、教育委員会としては、学校教育では、きめ細やかで質の高い教育を提供し、児童生徒一人ひとりを伸ばし、未来を見すえた、キラリと光る特色ある教育環境づくりを推進します。生涯学習では、学ぶ楽しさが実感でき、交流を通して村民の絆の輪が広がる活動を推進します。

文化の伝承と創造では、本村の宝である文化財や伝統文化などの素晴らしさを内外に広めて、未来に受け継ぐことを推進します。

村民の皆様におかれましては、皆様の健康で豊かで潤いのある生活の向上のため、引き続き、教育・文化・スポーツの振興のご支援とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

令和7年4月

東秩父村教育委員会

目 次

1 計画策定の趣旨と計画の位置づけ	6
(1) 計画策定の趣旨.....	6
(2) 計画の位置づけ（計画の期間）	7
(3) 計画の全体像.....	8
2 東秩父村の教育行政における現状と課題.....	9
(1) 人口の減少と急速な少子高齢化への対応.....	9
(2) 国際化と高度情報化社会への対応.....	9
(3) 地球環境問題への対応.....	10
(4) 新しい社会基盤や生活様式等への対応.....	10
(5) 学校教育.....	10
(6) 生涯学習.....	10
(7) 文化の伝承と創造.....	11
3 第6次東秩父村総合振興計画の概要.....	12
4 教育振興基本計画（基本構想）	13
(1) 本分野の対象範囲.....	13
(2) 本分野における村のありたい姿.....	13
(3) 本分野の方向性.....	13
(4) 本分野の目標値.....	14
(5) 本分野における各主体の役割.....	14
5 教育振興基本計画の6つの基本施策.....	15
資料 令和7年度 東秩父村教育行政重点施策.....	23

東秩父村教育振興基本計画

1 計画策定の趣旨と計画の位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

東秩父村教育委員会では、国・県の取組や提言、村の総合振興計画や教育振興基本計画に則り、毎年度、教育行政重点施策を策定し、「生きる力と豊かな創造性を育てる東秩父教育」の実現に向けて取り組んでいます。今般、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、村長部局との連携強化を旨として、平成27年4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が施行され、新しい教育委員会制度がスタートしました。これを契機として、これまでの取組実績や成果を踏まえて、今後の村の教育に関する方向性と施策を明らかにし、具体的な取組を教育振興基本計画として示すこととなりました。本教育振興基本計画では、村の実情に即した教育の理念や方針を基に、学校教育や生涯学習、スポーツや文化の振興、伝統文化の継承、社会教育施設について、本村の教育振興のための施策に関する基本的な事項をまとめ、策定しました。

【根拠法令】

☆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

(大綱の策定等)

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

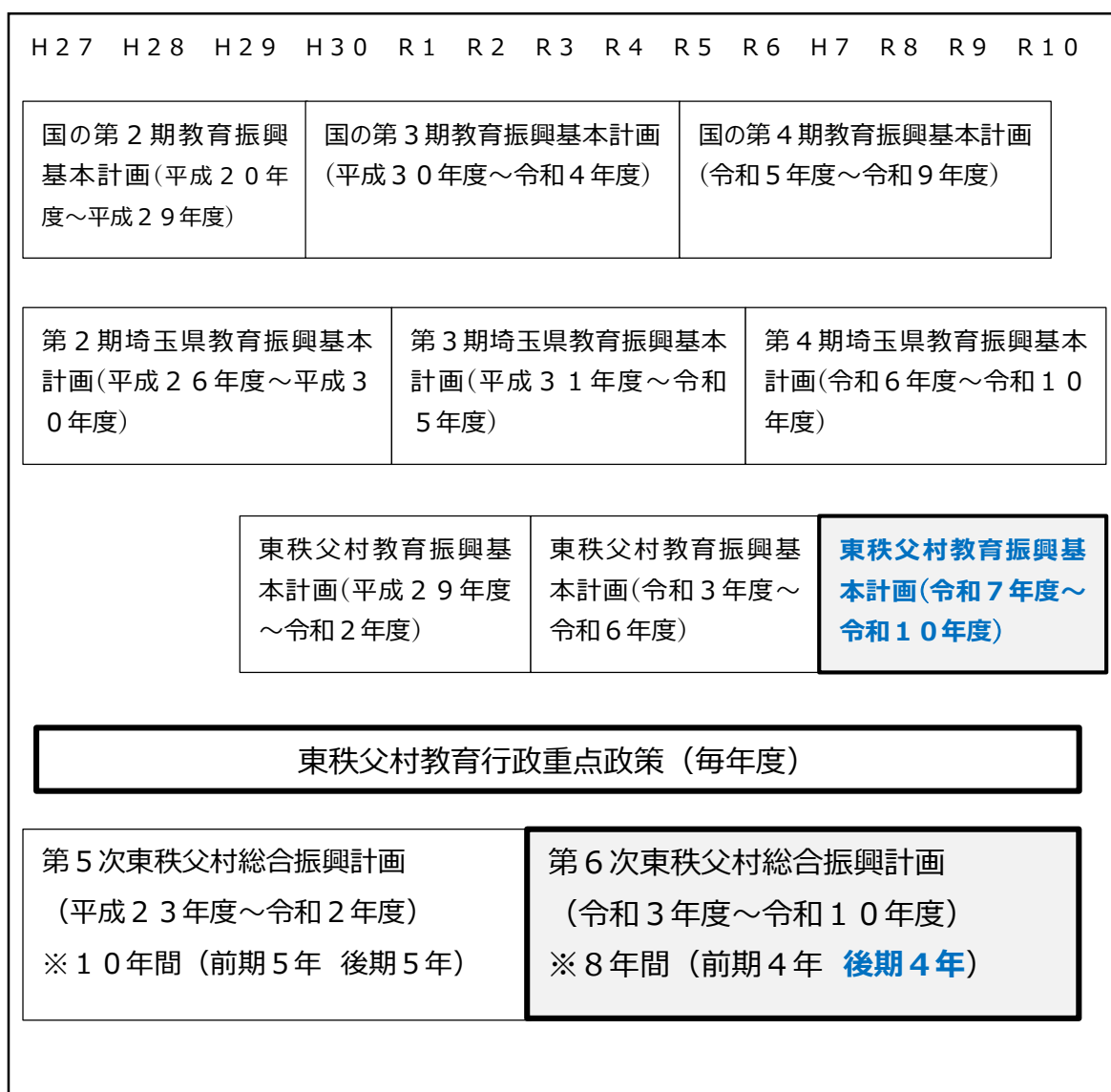
☆ 教育基本法第17条

(教育振興基本計画)

1 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 計画の位置づけ (計画の期間)



東秩父村教育振興基本計画は、教育基本法第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、東秩父村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に定める、当村の教育、文化、スポーツの振興に関する総合的な施策の大綱（東秩父村教育大綱）であり、第 6 次東秩父村総合振興計画における「教育・文化」分野の個別計画としての性格を有しています。

(3) 計画の全体像

第6次東秩父村総合振興計画

村のありたい姿

「伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村」をめざして

東秩父村教育振興基本計画

■教育・文化及びスポーツの分野における 村のありたい姿

豊かな心をはぐくむ村

「小さな村ならではの強みを生かし、きめ細やかな学校教育や文化及びスポーツに取り組む豊かな心を育む村」をありたい村の姿とします。

■本分野の村づくりの方向性

① 学校教育 （社会性を育む、人づくりの村）

・学校においてきめ細やかな教育、楽しい学校づくりに取り組むことに加え、地域全体が連携して子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整えることで、社会性を育み、人づくりの村を目指します。

② 文 化 （伝統と文化を大切にする村）

・細川紙の技術継承やこれまで受け継がれてきた文化や歴史を後世に伝え、生かすことで、訪れた人が魅力を感じられる、伝統と文化を大切にする村を目指します。

③ スポーツ （村民の健康増進に努める村）

・スポーツを推進することで、村民の健康と生きがい、村民相互の交流を図る元気な村を目指します。

基本理念

■生きる力と豊かな創造性を育てる東秩父教育

6つの基本施策

- (1) 生きる力を伸ばす教育の推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 生涯学習の推進
- (4) スポーツ活動の推進
- (5) 文化の創造と醸成
- (6) 細川紙技術者の育成

2 東秩父村の教育行政における現状と課題

第6次東秩父村総合振興計画では、東秩父村の10年後のありたい姿を「伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村」と定め、それを実現するため、教育・文化の施策の大綱「豊かな心をはぐくむ村」を定めています。この目標を目指すにあたり、東秩父村の教育行政における現状と課題を改めて、これからの社会情勢に基づいて振り返ることとした。

（1）人口の減少と急速な少子高齢化への対応

東秩父村の人口は2,406人（令和7年1月現在）で、毎年減少傾向にあります。また、少子高齢化が急速に進み、空き家等が出てきて、これまで村の強みであった地域社会の結びつきが弱まっていることが心配されます。こうした状況の中にあって、子育ての悩みを抱える保護者が増えています。

このような社会環境の中で、次代を担うこどもたちの豊かな人間性を育むためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任のもと、互いに連携して、地域全体でこどもたちの成長を見守っていく仕組みづくりが今後必要となってきます。また、高齢者が学校や地域と関わりながら、生きがいをもって地域社会で元気に暮らしていくために、生涯を通じてさまざまな機会ですら楽しく学ぶことができる環境を整備していく必要があります。

（2）国際化と高度情報化社会への対応

現代の社会では多くの分野で国を越えた相互交流が進んでいます。こうした国際社会を主体的に生きる人材を育成するためには、外国語学習や国際理解教育を推進すると同時に、自己の確立と、我が国そして郷土埼玉、ふるさと東秩父の伝統文化を理解し、尊重する態度を育むことが必要です。

また、ICTの飛躍的な発展は社会のしくみを大きく変えています。Society5.0で実現される社会では、IoT（Internet of Things）ですべてのモノと人がつながり、さまざまな知識や情報が共有されるほか、人工知能（AI）やビッグデータ、ロボット、自動走行車などの技術により、少子化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題克服が期待されています。

このような便利で豊かな生活をもたらす一方、いわゆるネットいじめやトラブル、こどもたちの生活習慣の変化など新たな課題も指摘されています。そのため、ICTに対する正しい知識を身に付け、情報活用能力や情報モラルを向上させることが求められています。

（３）地球環境問題への対応

温暖化や食料、エネルギーなどの問題も深刻化しています。本村は豊かな自然に恵まれています。昔はその自然を活用した生活を営んでいましたが、今はほとんど見られません。豊かな自然と限りある資源を大切に、郷土の自然の素晴らしさに目を向けて、こどもから大人まで一人ひとりが環境について高い関心をもって行動することが重要です。

そこで、学校教育においては、本村の豊かな自然を生かした教育を推進しています。また、地球環境問題を村の状況と照らし合わせて、村から世界へと課題解決を広げていくようにしています。

（４）新しい社会基盤や生活様式等への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は社会を大きく変えて、私たちのこれまでの日常生活を一変させました。こどもたちだけでなく、村民の学びや交流が変化していく中で、新しい生活様式にしっかり取り組みつつ、こどもたちが発達段階に応じて必要な資質能力を確実に身につけることができる教育を工夫して、着実に実行するようにしていきます。

（５）学校教育

本村の学校教育では、きめ細やかで質の高い教育を提供し、児童生徒一人ひとりを伸ばし、未来を見すえた、キラリと光る特色ある教育環境づくりを推進しています。

課題としては、児童生徒数が年々減少していくこと、さらには学校職員による児童生徒の実態アンケートの結果から、コミュニケーション能力、自分で考えて主体的に行動する力、積極性、自信などを育てることの重要性が挙げられます。

このように児童生徒数が減少する中で、コミュニケーション能力等の課題を解決するために、これまでの小中学校の教育活動の連携をさらに進めるとともに、ＩＣＴ教育や外国語教育を利活用し、学びを校内や村内に止めることなく県内や国内、さらには国外へと学びの場を広げていけるようにする必要があります。

（６）生涯学習

生涯学習では、学ぶ楽しさが実感でき、多様な年代、人材との交流を通して村民の絆の輪が広がる活動を推進します。そして、文化の伝承と創造では、本村の宝である文化財や

伝統文化等の素晴らしさを内外に広めて、未来に伝えることを推進します。

また、すべての村民が豊かでゆとりのある人生を送るために、こどもから高齢者に至るまで、さまざまな教育活動や社会体験活動、文化芸術活動を通して、生涯にわたって主体的に学び続けることができる教育環境を整備していく必要があります。

さらに、本村では、村民のスポーツ活動が盛んです。村民が健康で活力に満ちた生活を送るためにも、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会をつくり、健康の保持増進、体力づくりの推進に努めていきます。

（７）文化の伝承と創造

東秩父村は和紙の村です。本村の手すき和紙の歴史は１２００年以上の歴史があり、その伝統は脈々と受け継がれ、江戸時代に細川紙として確立されました。平成２６年１月２７日に「和紙：日本の手漉和紙技術」としてユネスコ無形文化遺産に登録されたことで全国的に知られるようになりました。細川紙の技術は、国指定の重要無形文化財であり、本村の宝です。

細川紙の他にも村内には貴重な文化財や伝統文化が多くあります。このような村の宝を後世に受け継いでいくことは、私たち村民の使命です。しかしながら、文化財の老朽化、伝統芸能や年中行事を引き継ぐ後継者不足、保持団体への活動費等の支援の問題など、保護や育成活動についての課題があります。また、村内においても、このような貴重な村の文化財や伝統文化を知っている村民が減少してきていることも心配されていて、村民への啓発も課題であると捉えています。

そのような現状から、本村の宝である文化財や伝統文化等の素晴らしさを内外に広めて、未来に受け継ぐことを推進していきます。

3 第6次東秩父村総合振興計画の概要

第6次東秩父村総合振興計画は、「東秩父村の10年後のありたい姿」を、次のように定めています。

伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村

第6次総合振興計画施策の大綱

施策の大綱として、「健康・福祉」、「産業・交流」、「防災・環境」、「教育・文化」の4つの分野を定め、地方創生とSDGsを一体的に推進しています。

伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村	健康・福祉分野	(村のありたい姿) 支え合いと思いやりでつながる村 (健康・福祉分野の方向性) ①【福祉・子育て】地域で支え合い元気に暮らせる村 ②【健康・医療】安心して健康に暮らせる村	
	産業・交流分野	(村のありたい姿) 地域資源を生かした魅力とにぎわいで溢れる村 (産業・交流分野の方向性) ①【産業】にぎわいと自然が調和する村 ②【観光・交流】人と「コト」をつむぐ村	
	防災・環境分野	(村のありたい姿) 自然環境と生活環境の調和がとれた安心・安全な村 (防災・環境分野の方向性) ①【防災】防災力の強化により安心して暮らせる村 ②【自然・住環境】みどりや清流を守り続け快適に暮らせる村	
	教育・文化分野	(村のありたい姿) 豊かな心をはぐくむ村 (教育・文化分野の方向性) ①【学校教育】社会性を育む、人づくりの村 ②【文化】伝統と文化を大切にする村	

4 教育振興基本計画（基本構想）

総合振興計画の「教育・文化」分野における施策の大綱（基本構想）

（１）本分野の対象範囲

本分野の対象範囲は次のとおりです。

- 学校教育・生涯学習
- 社会教育施設
- スポーツ振興
- 文化振興 等



（２）本分野における村のありたい姿

本分野における村のありたい姿は次のとおりです。

豊かな心をはぐくむ村

小さな村ならではの強みを生かし、きめ細やかな学校教育や文化振興等に取り組むことで、豊かな心をはぐくむ村の実現に努めてまいります。

（３）本分野の方向性

本分野の村づくりの方向性を次のとおり定めます。

① 【学校教育】社会性を育む、人づくりの村

学校においてきめ細やかな教育、楽しい学校づくりに取り組むことに加え、地域全体が連携して子どもが安心して学ぶことができる環境を整えることで、社会性を育む、人づくりの村を目指します。

② 【文化】伝統と文化を大切にする村

細川紙の技術継承やこれまで受け継がれてきた文化や歴史を後世に伝え、生かすことで、訪れた人が魅力を感じられる、伝統と文化を大切にする村を目指します。

（４）本分野の目標値

本分野の目標値を次のように定めます。なお、当分野における令和６年度の基準値については、村民意識調査の結果により設定しています。

■ 目標値１「学校教育の環境が整備されている」と回答した村民の割合

基準値 (2024)	令和 7 (2025) 年度	令和 1 0 (2028) 年度
2 5 . 1 %	2 7 . 0 %	3 0 . 0 %

■ 目標値２「生涯学習・文化活動が盛んである」と回答した村民の割合

基準値 (2024)	令和 7 (2025) 年度	令和 1 0 (2028) 年度
1 2 . 3 %	1 4 . 0 %	1 7 . 0 %

（５）本分野における各主体の役割

目標値の達成に向けた各主体の役割を次のように定めます。

村 民	こどもが安心して遊び、学ぶことができる村となるように、地域全体で連携して子どもを見守ります。
行 政	時代に即した学校教育の推進や保護者の経済的負担軽減、細川紙等の伝承を含め文化活動振興を進めます。

5 教育振興基本計画の6つの基本施策

基本構想に定めた方向性や目標値の達成にむけた施策を以下のように定めています。
(6つ)

- (1) 生きる力を伸ばす教育の推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 生涯学習の推進
- (4) スポーツ活動の推進
- (5) 文化の創造と醸成
- (6) 細川紙技術者の育成

6 基本施策の内容(6つ)

基本施策の主要項目は、基本施策を取り巻く環境を分析した「現状と課題」、分析した現状と課題に基づき、課題解決に向けて令和10(2028)年度末までに「何をどこまでやるのか」を示した「目標」、目標を数値で表現した「目標値」で構成されています。

■ 生きる力を伸ばす教育の推進



(1) 現状と課題

【教育内容】

教科支援員等を配置し、児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな教育を実践していますが、担い手の人材確保が問題となっています。一人ひとりに対するきめ細やかな教育を維持するためには、教科支援員等の配置を維持することが必要です。また、整備完了した児童生徒一人1台のPC端末を活用するために指導力の向上が重要です。今後は、一人1台のPC端末のメリットである、一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度に合わせ学べるという点を生かし、主体的に学ぶ姿勢を醸成していく必要があります。

【外国語教育】

外国語指導助手(ALT)を小中学校へ配置し、国際理解教育及び英語教育の充実を図っています。

【特別支援教育】

小中学校に特別支援学級を設置し、児童一人ひとりに対応したきめ細やかな支援を行っています。特別支援教育を担当する教員の指導力の向上が課題です。

【教育相談体制】

いじめや不登校等の生徒指導上の課題を解決するために、小中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びさわやか相談員を配置し、迅速に対応できる体制を整備しています。

（２）目標

① 児童生徒一人ひとりの学習意欲等が高まっている状態

学習内容の定着を図るため、児童生徒一人ひとりの興味・関心を引き出し、学習意欲等を高め、主体的に学習に取り組む態度が向上している状態を目指します。そのために教科支援員等を適正に配置し、一人ひとりの理解度に応じた教育指導の充実を図ります。また、良質なデジタルコンテンツの活用を図ります。

② 質の高い外国語指導助手を配置し、効果的な学習指導が行われている状態

国際理解教育及び英語教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）を小中学校へ配置し、効果的な活用を図ります。

③ 自立と社会参加を目指すための適切な支援が行われている状態

必要に応じて特別支援学級を設置し、在籍する児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行い、合理的配慮がなされている状態を目指します。

④ 心理と福祉に関する支援を行い、児童生徒が抱える問題が解消した状態

児童生徒の心理及び福祉に関する支援を行い、教育相談体制の充実を図り、小中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びさわやか相談員を適正に配置し、効果的な活用を図ります。

（３）目標値

	基準値 〔基準年〕	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)
学習に対する 満足度	92.8% 〔2023〕	95.0% 以上	95.0% 以上	95.0% 以上	95.0% 以上
1人1台端末の積 極的活用	51% 〔2023〕	55%	60%	65%	70%

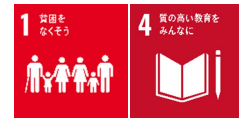
【学校評価アンケート】対象：小中学校児童生徒および保護者

※学習に対する満足度：「よくあてはまる」「だいたいあてはまる」と答えた児童生徒および保護者の割合

【全国学力・学習状況調査】対象：小学校6年生/中学校3年生

※一人1台端末の積極的活用：「ほぼ毎日」「週3回以上」と答えた児童生徒の割合

■ 教育環境の整備



(1) 現状と課題

学校施設の整備については、槻川小学校は、昭和 57 年の竣工から 42 年、東秩父中学校は、昭和 50 年の竣工から 49 年を経過し、著しく老朽化が進行しています。また、児童生徒数の減少がさらに進むことが予想され、小中学校の施設改修や統合も視野に入れ、今後も継続して安心・安全な教育環境整備の検討が必要です。

現在、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、令和元年から給食費の完全無償化や小中学校の卒業アルバム費の全額補助、中学校の修学旅行費の一部補助に取り組んでいます。今後はさらに、家庭の状況や子どもの状態を見ながら、経済的な心配をすることなく、子どもが安心して通学し、学ぶことのできる教育環境の構築が必要です。

また、小中学校における通学路の安全確保については、スクールガードが下校時に見守り活動を行っていますが、担い手の人材確保が課題となっています。児童生徒の登下校時等の安全を確保するために、家庭・地域と連携した防犯・安全体制を維持することが必要です。

(2) 目標

① 児童生徒が安全かつ意欲的に学習できる教育環境が整備された状態

施設の老朽化への対策として、小中学校の各種改修・補修を予防的かつ計画的に実施し、児童生徒が安全に学習できる教育環境が整備された状態を目指します。

② 小中学校適正配置の検討を行い、特色ある教育を提供する状態

少子化に伴う学校の小規模化がさらに予想される中、将来にわたって子どもが「生きる力」を培うことができる学校教育を保障する観点から、小中学校施設型一貫校を見据えた適正配置のあり方について検討し、特色ある学校教育の推進を図ります。

③ 保護者が経済的な負担を感じることなく子どもを学校へ通わせられる状態

保護者の経済的負担を軽減し、学校にかかる費用などの心配をすることなく通学できる状態を目指します。

④ 児童生徒の安全体制が確保された状態

大河原駐在所及び槻川駐在所と連携し、見守り活動等を行うスクールガードを適正に配置し、児童生徒の安全体制が継続して確保された状態を目指します。また、学校・家庭・地域において情報の共有化を図ります。

(3) 目標値

	基準値 〔基準年〕	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)
学校生活に対する 満足度	88.8% 〔2023〕	90.0% 以上	90.0% 以上	90.0% 以上	90.0% 以上

【学校評価アンケート】対象：小中学校児童生徒および保護者

※「よくあてはまる」「だいたいあてはまる」と答えた児童生徒および保護者の割合

■ 生涯学習の推進



(1) 現状と課題

実務や専門的知識を身につける各種講座・教室等を開催していますが、村民のニーズを適切に把握し、事業の拡充を図る必要があるとともに、幅広い年齢層の参加の促進が課題に挙げられます。また、活動支援の充実と指導者の育成については、公民館講座等からサークル活動へとスムーズに移行できるよう、人気のある講座は複数回実施したり、参加者にふるさと館の貸出し案内をするなど工夫していきます。

(2) 目標

① より多くの村民が学習活動や地域活動等に参加し、達成感や喜びを感じる状態

村民のニーズを踏まえた幅広い分野と専門的な内容の公民館講座や教室等を開催し、成果を発表する機会の提供により、生涯学習の推進を図ります。併せて地域の人材を活用し、指導者の育成を目指します。また、情報発信方法を改善し、参加者の増加を目指します。

(3) 目標値

	基準値 〔基準年〕	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)
公民館講座の 受講者数	67 人/年 〔2023〕	74 人/年	81 人/年	89 人/年	98 人/年

■ スポーツ活動の推進



（１）現状と課題

少子高齢化や、かつて行っていたスポーツ事業の廃止により、村民がスポーツに触れ合う機会や、スポーツをきっかけに一堂に会する機会がどんどん少なくなっています。今後は、令和 6 年度に初開催をし、多くの村民で賑わった「東秩父村スポーツフェスティバル」を恒例行事として根付かせ、継続実施をしていくことを目指します。

スポーツ活動組織について、比企郡スポーツ協会等と調整しながら、自主運営に向けての情報共有を行っています。しかし、村内各団体運営の大会は参加チームの減少などで実施できない種目もあり、村内外問わず大会や研修会の情報共有を行い、スポーツ活動のサポートが必要です。

現在、運動施設については、各体育施設にある管理棟や倉庫の雨漏り対策としての屋根の修繕に加え、安戸グラウンドの照明（水銀灯）をＬＥＤに変更工事を実施するか否かといった点について、判断することが必要です。利用者の数やニーズをしっかりと把握し、今後も村民がスポーツをする上で快適かつ安全な環境となるよう整備を進めることが必要です。

（２）目標

① 運動、スポーツへの関心が高まった状態

スポーツ協会やスポーツ推進委員等を中心に、村民に向けたスポーツイベントの実施や参加を推進し、多くの村民がスポーツに触れる機会の創出を目指します。

② こどもも大人も気軽にスポーツを楽しめ、運動ができる状態

すべての村民が体に無理なく、気軽に運動を楽しめる環境が整備されている状態を目指します。

（３）目標値

	基準値 〔基準年〕	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)
東秩父村スポーツフェスティバルへの参加人数	223 人 〔2024〕	245 人	270 人	297 人	327 人
スポーツ体験教室実施回数	2 回 〔2023〕	3 回	3 回	4 回	4 回

■ 文化の創造と醸成



（１）現状と課題

【文化財】

村指定文化財について、現在 70 件を有していますが、老朽化が進行しているものもあり、今後の保存・管理体制の構築が課題であるとともに、未指定文化財の調査により、村指定文化財の追加指定を検討していく必要があります。

また、獅子舞、神楽、神送り等の地域に根差した郷土芸能や年中行事を継承している保持団体に対して活動費の補助を行い、保護、育成を図っていますが、少子高齢化による後継者不足により、継承が困難な状況にあります。

【ふるさと文化伝習館】

定期的な展示替えや比企地区文化財振興協議会の巡回文化財展を毎年度実施しています。また、和紙の里文化フェスティバル及び和紙フェスにおいては、細川紙に関する展示を行っています。「和紙：日本の手漉和紙技術」がユネスコ無形文化遺産に登録されたこともあり、来館者は増加しています。

【文化活動】

各種団体が地域の特性や趣味趣向を生かした文化活動を活性化するため、上記イベント等での発表や和紙の里創作美術展を行っています。参加者が固定化の傾向にあるため、周知方法等の検討が必要です。

（２）目標

① 文化財や伝統文化等が保護・保存・継承された状態

村民の郷土愛を醸成するため、文化財や郷土芸能等が身近にある貴重な宝として理解されるよう、将来にわたって保護、保存及び継承活動が実施される体制を目指します。また、村指定文化財等の標柱及び案内板の設置、補修等を行い、文化財の存在や価値をわかりやすく伝え、文化財に対する保護意識の向上を目指します。

② 「ふるさと文化伝習館」が活用され、村民が文化財に親しめる状態

細川紙をはじめとした展示を行い、展示内容の充実、および変更を図るとともに、郷土資料の収集、整理及び活用を推進し、来館者の増加を目指します。

③ 文化・芸術に関心を持ち、各種公演や展示会等に積極的に参加する状態

情報発信方法を改善し、より多くの方の参加を促し、和紙の里文化フェスティバルへの参加及び和紙の里創作美術展の出品数の増加を目指します。

(3) 目標値

	基準値 〔基準年〕	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)
村指定の新規文化財登録数	1 件 〔2023〕	1 件	1 件	1 件	1 件
ふるさと文化伝習館の来館者数	25,265 人 〔2023〕	27,792 人	30,571 人	33,628 人	36,990 人
「和紙の里創作美術展」出品数（累計）	82 点 〔2023〕	86 点	90 点	95 点	100 点

■ 細川紙技術者の育成



(1) 現状と課題

現在、東秩父村在住の細川紙技術者協会正会員はおらず、後継者の育成が急務となっています。

東秩父村で培われてきた手漉き和紙技術を継承し、細川紙技術者の後継者を育成・支援するため、平成 29 年度より 3 年間、細川紙・大河原和紙技術者研修生支援事業（以下「支援事業」という。）を実施しました。2 名の研修生が、3 年間の研修で紙漉きの基礎技術を学び、研修修了後には細川紙技術者協会へ研修員として任用されるとともに、本村に移住し、技術向上に励んでいます。また、令和 5 年度からは、小川町と共同で手漉き和紙後継者育成事業を実施し、現在 3 名の研修生が参加しています。

令和 2 年度からは、2 名の研修修了者に対し、細川紙技術者協会正会員となること及びさらなる技術向上を目指し、本村の伝統的な手漉き和紙技術である細川紙技術者の継承者育成を目的とした細川紙・大河原和紙技術者研究生支援事業を展開し、助成金を交付しています。

今後も細川紙技術者の育成を推進するため、顕在化している課題 2 点、①工房所有をサポートするための施策検討、②村の研究生となりうる人材の引き入れ先として住居の確保に取り組む必要があります。村在住の「正会員 3 名」を目指すためにも、早期に課題解決を図っていく必要があります。

(2) 目標

① 継続的に細川紙の後継者が育成できる環境が構築された状態

指導者の確保に取り組むとともに、施設の整備等により、次期研修生を育成できる環境が構築された状態を目指します。

② 細川紙技術者協会正会員に早期任用となる環境が整備された状態

細川紙技術者協会及び関係機関と連携し、支援事業修了者が協会へ速やかに任用され、早期に正会員となる環境が整備された状態を目指します。そのために、工房を所有するための資金的サポートの改善や、村施設の一部貸し出しをする案など、研究生のニーズを把握しながら最適となる施策を検討していきます。

(3) 目標値

	基準値 〔基準年〕	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)
細川紙・大河原和紙技術者研修生支援事業の研究生数（累計）	2 人 〔2023〕	2 人	3 人	3 人	3 人

資料 令和7年度 東秩父村教育行政重点施策

東秩父村教育委員会は、埼玉県教育振興基本計画の基本理念を踏まえ、村の教育理念や目標を達成するために、ここに教育行政重点施策を定めました。

私たちは、学校・家庭・地域の連携を深め、「村の自然環境や伝統文化を生かした特色ある教育」を推進します。郷土と文化を愛する賢いこどもの育成を目指すとともに、豊かでたくましいこどもを育てます。

【基本理念】

「生きる力と豊かな創造性を育てる教育の推進」

【基本目標】

- I 確かな学力と自立する力の育成
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 多様なニーズに対応した教育の推進
- IV 質の高い学校教育を推進するための環境の充実
- V 家庭・地域の教育力の向上
- VI 生涯にわたる学びの推進
- VII スポーツの推進と文化の伝承と創造

【具体的な取組】

I 確かな学力と自立する力の育成

(1) 確かな学力の育成

- ① 学力・学習状況調査の結果を生かした、学力向上の取組
- ② 小中学校9年間を一貫した教育の取組
- ③ 「主体的、対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善

(2) 一人一人の学力を伸ばす教育の推進

- ① GIGAスクール構想の趣旨を生かした授業改善
- ② 教科支援員の配置による個別支援の充実
- ③ 家庭学習の推奨

(3) 伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応した教育の推進

- ① 地域と連携し、伝統と文化を尊重した教育の推進

- ② 小中学校における英語活動及び英語教育の充実
- ③ コミュニケーション能力の育成
- (4) キャリア教育と職業教育の推進
 - ① 地域や家庭などとの連携・協力の推進
 - ② 義務教育 9 年間の系統性のある教育の推進

Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

- (1) 豊かな心をはぐくむ教育の推進
 - ① 地域資源（人・施設・自然）を活用した体験活動の推進
 - ② 児童生徒の心に響く道德教育の推進
 - ③ 読書活動、音楽活動の推進
- (2) いじめ・不登校の防止対策の充実
 - ① さわやか相談員、S C を活用した教育相談活動の充実
 - ② S N S 等に関する情報モラル教育の強化
- (3) 生徒指導の充実
 - ① 児童・生徒理解の視点に立った指導の推進
 - ② 家庭・地域社会・関係機関との連携強化
- (4) 人権を尊重した教育の推進
 - ① さまざまな人権課題に対応した教育の充実
 - ② 性の多様性を尊重した教育の推進
 - ③ 子供を虐待から守る学校体制の構築
 - ④ 村民の人権意識を高める取組の推進
- (5) 健康の保持・増進
 - ① 新型コロナウイルスをはじめ様々な感染症対策の徹底
 - ② 学校保健指導の充実
 - ③ 食育活動の推進
 - ④ 性に関する指導と薬物乱用防止教育の推進
 - ⑤ 家庭と連携した「早寝・早起き・朝ごはん」の徹底
- (6) 体力向上と学校体育活動の推進
 - ① 自ら運動に親しむ、運動好きな児童・生徒の育成
 - ② 新体力テストの結果を踏まえた体育指導の工夫改善

Ⅲ 多様なニーズに対応した教育の推進

(1) 特別支援教育の推進と充実

- ① 共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実
- ② 「特別支援学級」に対する支援の充実

特別支援学級に在籍している児童生徒に、自立と社会参加をめざして適切な支援を行う。また、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援と合理的な配慮を行う。

- ③ 通常学級における特別支援教育の推進

(2) 不登校児童・生徒への支援

- ① スクールカウンセラーやＳＳＷによる教育相談活動の充実
- ② 家庭と学校の結びつきの教化
- ③ 嵐山学園や広域適応指導教室との連携

(3) 学校におけるヤングケアラーの把握と支援

- ① ヤングケアラーに対する理解の促進や把握のための研修の推進
- ② 家庭・地域社会・関係機関との連携強化

Ⅳ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

(1) 教職員の資質能力の向上

- ① 学力向上のための校内研修の充実
- ② 教職員のＩＣＴ活用指導力の向上
- ③ 不祥事防止に向けた取組の推進

(2) 学校の組織運営の改善

- ① 教職員の業務改善と働き方改革の推進
- ② 学校運営協議会の活用とコミュニティスクールの推進

(3) こどもたちの安心・安全の確保

- ① 家庭・地域社会と連携した防犯・交通安全教育の推進
- ② 学校の危機管理体制の充実（事故防止の徹底）
- ③ 通学バス待合所周辺、通学路の安全点検
- ④ 主体的に行動できる児童生徒の育成をめざす防災教育の推進
- ⑤ スクールガードの見守り活動の推進

(4) 学習環境の整備・充実

- ① 学校給食費の無償化
- ② 修学旅行、卒業アルバム等への補助
- ③ ＩＣＴ教育推進のための環境整備

V 家庭・地域の教育力の向上

(1) 地域の教育力の向上

- ① 「学校応援団」の活動の充実
- ② 放課後子ども教室の活動の充実

(2) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

- ① 自然、伝統文化等を活用した学びの充実
- ② 近隣の施設・機関を活用した学習の推進

VI 生涯にわたる学びの推進

(1) 学ぶ楽しさが実感でき、村民が集い、絆の輪が広がる活動の推進

- ① 村の文化財や伝統文化を楽しく学ぶ公民館講座の工夫
- ② 図書館の蔵書数の充実と活用の推進

VII スポーツの推進と文化の伝承と創造

(1) スポーツを通じた元気な村づくり

- ① 世代を超えたスポーツ・レクリエーション活動の交流
- ② 施設の有効活用の推進

(2) 伝統文化の継承と新しい「和紙のふるさと」文化の創造

- ① 文化芸術活動の充実（文化や伝統を学ぶ中学校総合学習の充実）
- ② 伝統文化継承の支援（細川紙技術者育成支援事業他）
- ③ 文化財を内外に広める活動の推進

村のスポーツ施設

1 社会体育施設

施設名称		面積	利用可能種目等
運動場	坂本グラウンド (坂本 1550)	4,382 m ²	ソフトボール、少年野球、ゲートボール、 グラウンドゴルフ
	安戸グラウンド (安戸 386)	8,000 m ²	野球、ソフトボール、ゲートボール グラウンドゴルフ（夜間照明）
	御堂テニスコート (御堂 486)	1,567 m ²	テニス（夜間照明）
	ふれあい広場 (御堂 549)	14,790 m ²	野球、ソフトボール、サッカー グラウンドゴルフ

2 社会教育団体に開放している施設

施設名称	運動場	可能種目	体育館	主な可能種目
槻川小学校	3,934 m ²		448 m ²	バレーボール
坂本体育館			448 m ²	バドミントン
東秩父村ふるさと館	1,049 m ²			卓球
東秩父中学校	9,106 m ²	野 球 ソフトボール	720 m ²	バレーボール バドミントン バスケットボール

＜東秩父村教育振興基本計画＞

初 版：2025 年 4 月発行（令和 7 年 3 月教育委員会議決）

発行・編集：埼玉県東秩父村（教育委員会）

〒355-0393

埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634 番地

Tel：0493-82-1230（教育委員会直通）

Fax：0493-82-1562